

「廿日市市文化芸術推進計画」策定方針

1 策定の趣旨

文化芸術は、人々の心を豊かにし、創造性を育むとともに、人と人とのつながりを生み出し、地域社会の活力の源となるものである。近年、社会の変化に伴い、文化芸術に求められる役割は多様化しており、地域づくりや共生社会の実現など、幅広い分野との関わりの中で、その重要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、本市においても文化芸術の意義を捉え直し、その推進に向けた施策の方向性を明らかにすることが求められている。

本計画は、国の動向や他自治体の取組も踏まえつつ、本市の実情に即した文化芸術のあり方を検討し、今後の施策における基本的な方向性を示すために策定するものである。

2 策定の背景

- ・ 平成29年度に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、国の文化芸術推進基本計画を参酌し、地方の実情に即した計画の策定が努力義務とされるとともに、文化芸術と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等各施策との連携の必要性が示されている。
- ・ 本市では、平成7年度に文化振興の観点から総合的にまちづくりを推進していくため、都市のアイデンティティ形成や市民と行政の協働等文化を広義に捉えた計画として「廿日市市文化振興プラン」を策定し、その中で文化芸術振興のあり方についても方向性が示されている。
- ・ 本市には音楽、美術、演劇等の様々な分野で市民が活動しているほか、厳島神社をはじめとする文化財や地域に受け継がれてきた祭りなどの伝統文化が根付いている。コロナ禍を経て、これらを継承・支援する人材の確保や子どもたちがこうした文化芸術に親しみ学ぶ機会の減少などの課題が生じている。
- ・ はつかいち文化ホールさくらびあの大規模改修やシビック・コア地区の検討にあたり、市の文化芸術施策の方向性や（公財）廿日市市芸術文化振興事業団の役割を示した方針が必要となっている。

3 計画の位置付け

(1) 文化芸術基本法との関係

文化芸術基本法第7条の2に基づく計画として策定する。

文化芸術基本法 第7条の2（抜粋）

市町村の教育委員会は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 他法令との関係

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律等の国の関連法令と整合を図るものとする。

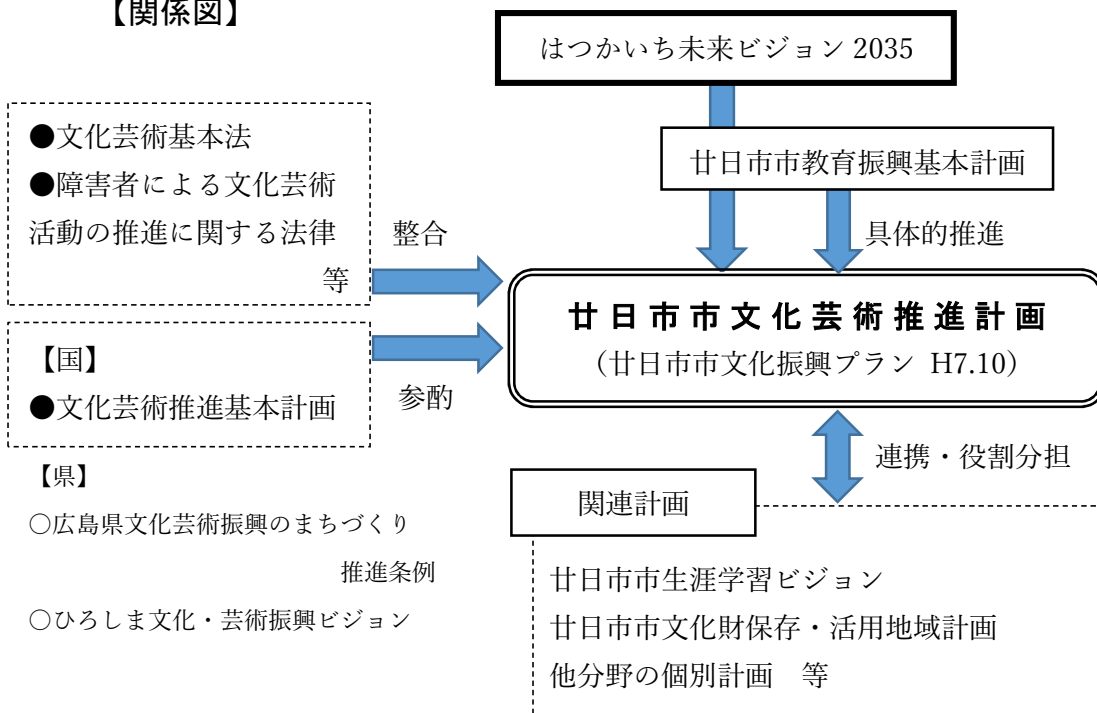
(3) はつかいち未来ビジョン2035等との関係

「廿日市市総合計画」を上位計画とする各分野の個別計画として策定する。
また、「廿日市市教育振興基本計画」における文化芸術振興施策の具体的推進に当たっての計画として位置付ける。

(4) その他の分野別計画との関係

「廿日市市生涯学習ビジョン」、「廿日市市文化財保存・活用地域計画」等のほか、他分野の個別計画等関連計画と連携を図る。

【関係図】



4 計画期間

令和8年度から令和9年度までの2カ年で策定し、令和10年度から「はつかいち未来ビジョン2035」の終了年度である令和17年度までの8年間とする。また、必要に応じて令和13年度に中間見直しを行う。

(※ 文化ホール・美術ギャラリー指定管理期間 R6-R10、R11-R15、R16-R20)

R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
はつかいち未来ビジョン2035 基本構想									
はつかいち未来ビジョン 前期基本計画					はつかいち未来ビジョン後期基本計画				
第4期廿日市市教育振興基本計画					第5期廿日市市教育振興基本計画				
策定	策定	廿日市市文化芸術推進計画							
					見直し				

5 策定における基本的な考え方

(1) 「廿日市市文化振興プラン」の取扱い

平成7年10月に策定した「廿日市市文化振興プラン」は、本市における「文化」のあり方を広い視点から捉え、地域への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成を含めて位置づけたものであり、文化施策の基盤となる考え方を示したものである。

本計画の策定にあたっては、同プランの趣旨及び基本的な考え方を尊重しつつ、その後の社会状況や文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の実情に即した新たな計画を策定する。

(2) プロセス重視

計画の策定自体を目的とするのではなく、その後の推進や実践につながるものとなるよう、策定のプロセスを重視する。具体的には、多様な主体や関係者が計画策定に関わる機会を幅広く設ける。

こうしたプロセスを通じて、関係者の理解と参画を促すとともに、計画の実効性の向上につなげる。

(3) 文化芸術の範囲

本計画で対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法第8条～第14条に規定される分野を基本とする。

具体的には、芸術（第8条）、メディア芸術（第9条）、伝統芸能（第10条）、芸能（第11条）、生活文化・国民娯楽（第12条）、文化財（第13条）、地域における文化芸術（第14条）とする。

(4) 他分野との連携

文化芸術は、近年、観光、まちづくり、福祉、教育、産業などのさまざまな分野と連携しながら、新たな価値を創出している。

こうした社会の動向を踏まえ、文化芸術を多分野との関係の中で捉えながら検討を進める。

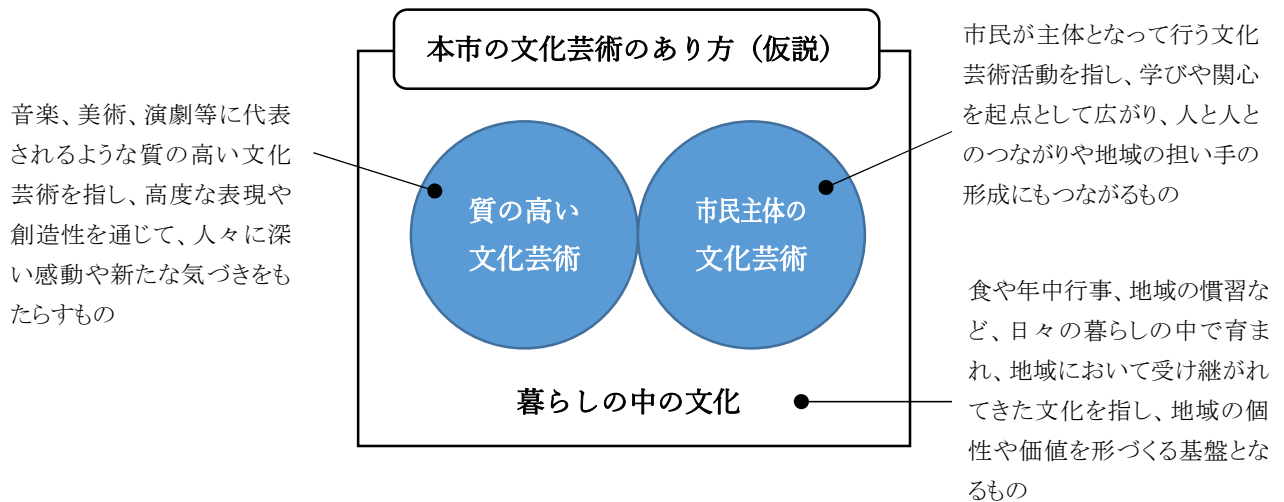
(5) 文化芸術を通じた暮らしの質の向上

文化芸術は、単に鑑賞や活動の対象にとどまるものではなく、人と人とのつながりや居場所、地域への愛着を生み、一人ひとりの豊かな暮らしにつながるものである。

こうした考えを踏まえ、文化芸術を通じて、多様な人々が関わり合いながら共に生きる地域社会の形成や、ウェルビーイングの実現につながる視点を持ちながら検討を進める。

6 本市における文化芸術の捉え方

本市における文化芸術の方向性を整理するにあたり、文化芸術をいくつかの側面から捉えることが有効であると考えており、次のような整理を現時点での「仮説」として設定する。



7 策定の進め方

(1) アンケート調査

市民を対象にアンケート調査を実施し、文化芸術に対する関心や参加状況、ニーズ等を把握する。

【対象者】

18歳以上の市民
中高生

必要な調査規模を設定（郵送など）
市内中学・高校（全校または抽出）

(2) ヒアリング調査

文化団体や関係機関等へのヒアリングを実施し、活動の実態や課題、今後の方向性等について把握する。

【対象者】

市内で活動する文化芸術に関する団体・個人 10件程度
観光、産業、教育、福祉等への活用方策に関する団体等

(3) 文化資源の把握

本市における文化資源について洗い出しを行い、その特徴や活用の可能性について整理する。

(4) 現状分析及び課題整理

アンケート調査やヒアリング調査等の結果を踏まえ、本市の文化芸術を取り巻く現状を分析し、課題の整理を行う。

(5) 拠点施設のあり方の検討

文化芸術活動の拠点となる施設について、地域における文化芸術の推進に資する機能や役割、運営のあり方の観点から方向性を整理する。

(6) パブリックコメントの実施

計画案を公表し、市民から広く意見を募集することで、多様な意見を反映した計画とする。

8 策定体制

本計画の策定にあたっては、多様な主体の意見を取り入れながら検討を進めるため、市民等による意見交換の場と庁内における検討体制を設ける。

(1) 市民、外部

名称	役割	構成
懇話会	方向性への示唆 計画に対する意見・助言	※別添「名簿」のとおり
ワークショップ等	幅広い関係者、市民参加による ともに考える場	多様な市民、参加希望者

(2) 庁内

名称	役割	構成
市政運営会議	計画に対する協議 (必要に応じて)	市政運営会議出席者
関係課検討会議	具体的検討、推進に向けた連携	係長級以上の職員

【策定体制図】

